

静岡市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

静岡市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年6月11日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
静岡市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年静岡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第4号ア中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（静岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準に関する条例）を「指定特定施設入居者生活介護（静岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例）」に、「第237条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護」を「第216条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護」に、「又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護」を「指定地域密着型特定施設入居者生活介護（静岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第24号）第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護」に、「第225条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護」を「第202条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護」に改め、同条第7項中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護」に改め、「（以下「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。）」を削り、同条第8項中「外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム」に改める。

第22条第1項第1号中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改め、同条第3項中

「前2項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであって、第12条第1項第3号の規定に基づく生活相談員を置いていない場合」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(介護予防サービス計画及び介護予防支援事業に関する経過措置)

2 静岡市介護保険条例(平成15年静岡市条例第108号)附則第17項に規定する期間における介護予防サービス計画及び介護予防支援事業に係るこの条例による改正後の静岡市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第22条第1項第1号の規定の適用については、同号中「同法第8条の2第16項」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)による改正前の介護保険法第8条の2第18項」とする。